

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：パナソニック産機システムズ株式会社
(法人番号8010501032913)
業者の住所：東京都墨田区押上1－1－2
- 2 指名停止措置期間：令和7年9月1日から
令和7年10月31日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長から監督処分（営業停止22日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内